

子の物を偷用て牛と作りて役はれ異しき表を示す

縁 第十

大和国添上郡山村中里に、在昔椋家長公といふひと有り。十二月に当り、方広経に依りて先の罪を懺いむと欲ひて、使人に告げて云はく「一の禪師を請ふべし」といふ。其の使人問ひて曰はく「何れの寺の師をか請へむ」といふ。答へて曰はく「其の寺を扱はず、遇ふに随ひて請へよ」といふ。其の使願に随ひて路行く一の僧を請得て家に帰る。家主心を住めて供養す。其の夜に、

礼経已に訖りて僧息はむとする時に、檀主設けて被を以ちて覆ふ。僧すなは
 ち心に念はく「明日に物を得むよりは被を取りて出でむに如かず」とおもふ。
 時に声有りて言はく「其の被を盗ることなかれ」といふ。僧大に驚き疑ひ、
 顧て家の中を窺ひて人を覓む。ただし一の牛のみ有りて家の倉の下に立つ。
 僧牛の辺に進む。牛僧に語りて言はく「吾れは此の家長の父なり。吾れ先の世
 に、人に与へむが為に吾が子に告げずして稻十束を取りき。所以に今牛の身を
 受けて先の債を償ふ。汝は是れ出家なり。何すれぞ輒く被を盗る。其の事の
 虚実を知らむと欲はば、我が為に坐を設けよ。我れ上り居む。其の父と知る
 べし」といふ。是に僧すなはち大に愧ぢ、還りて宿る処に止る。明朝に事の
 行既に訖りて曰はく「他人を遠く却らしめよ」といふ。然うして後に親族を
 召集めて具に先の事を陳ぶ。檀越すなはち悲ぶる心を起して牛の辺に就き、藁
 を敷きて白して言さく「実に吾が父ならば、此の座に就きたまふべし」とま
 うす。牛膝を屈げて座の上に臥せれば、諸の親声を出し大に啼泣きて言はく
 「実に吾が父なり」といふ。すなはち起ちて礼拝みて、牛に白して言さく「先
 の時に用たまひし所は今 咸 免し奉る」とまうす。牛聞きて涙を流し大に息
 く。即日の申時に命終る。然うして後に覆へる被と財物とを其の師に施し、更

第十縁 あやしき表(一)の説話。今昔物語
 集・十四ノ三十七に書承。扶桑略記・齊明天皇
 条に引用。

一〇 奈良市山町あたり。底本訓釈「添(曾布)」。
 二 未詳。本説話以外に所伝をみない。三大
 通方広懺悔滅罪莊嚴成仏経。政事要略・二十八
 「官曹事類云、宝龜五年十二月、囑請僧十口、
 沙弥七口、設三方広懺過於宮中、々々方広自
 始也」、類聚国史・一七八・仏名「淳和天皇弘仁十
 四年十二月癸卯、請大僧都長惠、少僧都勤操、
 大法師空海等、於清涼殿、行大通方広之法、
 終夜而畢也」にみるように、後代でも十二月に
 方広懺悔がおこなわれた。宝龜五年(毛野)の例
 は仏名会の起源とされる。広弘明集・二十八に
 は、陳文帝の大通方広懺文が収録されている。
 三 前世。一四 礼拝と誦経と。一五 檀越に同じ。

に其の父の為に広く功德を修る。因果の理あに信はざらむや。

施主。椋家長公をさす。二六 夜具。底本訓釈「被(不須万)」。二七 明日物を得ることは今この被を盗んで出て行くことに及ばない。「明日得物」と「取被而出」とを比較し、「取被而出」をえらぶ。「ハこのあたりを、今昔物語集・十四ノ三十七は「立留テ、音ノ有ツル方ヲ伺ヒ見ルニ、人不見ズ。只一ノ牛有リ。僧此ノ音ニ恐レテ返リ留ヌ。情ヲ思フニ、牛ノ可レ云キニ非ネバ、怪ビ思ヒ乍寝ヌ。其ノ夜ノ夢ニ、僧牛ノ辺ニ寄タルニ、牛ノ云ク、「我ハ此レ、此ノ家主ノ父也。……ト云フ、ト見テ夢覺ヌ」としている。僧の夢の中で牛がことばを發した、としている。今昔物語集では人と動物との言語を介しての交渉は夢の世界でのみ許容されたとする森正人の指摘がある。本書では、夢の中、という設定無しに動物が人のことばを發している。動物の發話については扶桑略記も疑問を呈している。

元養老令では六歳以上の男子には二段の口分田が給された。口分田には一段につき二束二把の田租が課せられた(田令)。本説話では、男子に給せられた口分田の稲をその男子のために用いずに、他のために流用したことを、問題としている。「束」は、稲をはかる単位。一把。稲一束から米五升がとれる(令養解・田令)。三〇 たとえば法苑珠林・債負篇・感心緣所収の説話十一話中三話が牛に転生して前世の債を償う内容。この型の説話は多い。三 転生は証拠によって証明される。証拠は物品であることが多いが、行動であるばあいもある。三 午後三時から五時のころ。橋本万平によれば、奈良時代には「時」が用いられ、平安時代に入ってから「刻」が用いられた。三 三より高い地位の存在(たとえば人)への転生を暗示する。